報 道 発 表

令和 4 年 11 月 9 日 財務 省

令和3事務年度の関税等の申告に係る輸入事後調査の結果

財務省は、令和3事務年度(令和3年7月から令和4年6月までの1年間)に、全国の税関が行った輸入者の関税及び内国消費税^(注1)(以下「関税等」という。)の輸入申告に対する事後調査^(注2)の結果をまとめましたのでお知らせします。

- 1. 令和3事務年度は、1,484者(前事務年度比207.6%)の輸入者に対して事後調査を 行いました。
- 2. 事後調査の結果、申告漏れ等^(注3)のあった輸入者は1,118者(前事務年度比186.3%) でした。
- 3. 申告漏れ等に係る課税価格は約591億1千万円(前事務年度比93.7%)となり、これに対する関税等の追徴税額(注4)は約64億6千万円(前事務年度比96.4%)でした。
- 4. 納付税額の不足が多かった品目は、①電気機器、②光学機器等、③医療用品、④自動車等、⑤機械類であり、これら5品目で納付不足税額の総額の約6割を占めました。
- 5. 主な申告漏れ等の事例としては、①輸出者又は輸入者が作成した低価インボイスによる輸入申告、②関税率の適用誤り、③輸入貨物に係るロイヤルティの申告漏れ等がありました。
 - (注1)内 国 消 費 税:輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。
 - (注2)事後調査:輸入貨物に係る関税等が適正に納税申告されていたかどうかを通関後に確認する ための税務調査です。
 - (注3)申告漏れ等:課税価格に申告漏れがあったものの他、適用税率に誤りがあったものも含みます。
 - (注4)追 徴 税 額:納付不足税額と課税価格の申告額が過少であった場合等に課す加算税額とを合算 したものをいいます。
 - 【別添1】輸入事後調査の状況等
 - 【別添2】事後調査トピックス

[問合せ先]

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111 (内線) 5396

税関は令和4年11月28日、150周年を迎えます。



輸入事後調査の状況

| | | 令和3事 | 令和2事務年度 | |
|----------------|--------|----------------|---------|-----------------|
| | | | 前事務年度比 | |
| 調査を行った輸入者 | | 1, 484 者 | 207. 6% | 715 者 |
| 申告漏れ等のあった輸入者 ② | | 1, 118 者 | 186. 3% | 600 者 |
| 申告漏れ等の割合 ②/① | | 75. 3% | | 83. 9% |
| 申告漏れ等に係る課税価格 | | 591 億 920 万円 | 93. 7% | 630 億 6, 743 万円 |
| 追徴税額 | 納付不足税額 | 62 億 6, 224 万円 | 98. 6% | 63 億 4, 965 万円 |
| | 関税 | 7億2,200万円 | 75. 1% | 9億6,109万円 |
| | 内国消費税 | 55 億 4, 024 万円 | 102. 8% | 53 億 8, 855 万円 |
| | 加算税額 | 1億9,336万円 | 55. 6% | 3億4,751万円 |
| | 重加算税 | 1, 156 万円 | 8. 9% | 1億2,968万円 |
| | 計 | 64 億 5, 560 万円 | 96. 4% | 66 億 9, 715 万円 |

⁽注) 輸入者数、課税価格及び追徴税額には、前事務年度以前に着手し、当該事務年度に調査が終了したものを 含みます。

納付不足税額が多い上位5品目

| | 令和3事務年度 | | | 令和2事務年度 | | |
|----|---------|-------|----------------|---------|-------|----------------|
| 順位 | 分類 | 品目 | 納付不足税額 | 分類 | 品目 | 納付不足税額 |
| 1 | 85 類 | 電気機器 | 13 億 5, 953 万円 | 90 類 | 光学機器等 | 17 億 2, 974 万円 |
| 2 | 90 類 | 光学機器等 | 8億7,550万円 | 85 類 | 電気機器 | 12 億 5, 292 万円 |
| 3 | 30 類 | 医療用品 | 5億3,490万円 | 84 類 | 機械類 | 4億1,693万円 |
| 4 | 87 類 | 自動車等 | 4億3,321万円 | 17類 | 糖類 | 4億696万円 |
| 5 | 84 類 | 機械類 | 4億1,311万円 | 62 類 | 織物衣類 | 3億7,450万円 |

⁽注) 分類は、関税率表(関税定率法の別表)に従っています。関税率表は、商品の名称及び分類についての統一 システムに関する国際条約(HS条約)の附属書の品目表(HS品目表)に基づいて作成されています。

【主な申告漏れ等の事例】

<重加算税が賦課された事例>

事例1:輸入者が自らインボイスを改ざん

輸入者Aは、中国の輸出者から衣類を輸入していました。Aは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、正規の価格が記載されたインボイスをもとに、自ら正規の価格よりも低い価格に書き換えたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は1億1,619万円、追徴税額は2,947万円(うち重加 算税727万円)でした。

事例2:輸出者と通謀して偽った製造工程書を作成

輸入者Bは、中国の輸出者から健康食品の原料を輸入していました。Bは、輸入申告前に輸入貨物には関税が課されることを認識していましたが、輸出者と通謀し、虚偽の製造工程書を輸出者に作成させ、納付すべき税額の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、関税が課されない輸入貨物として申告していました。

その結果、追徴税額は264万円(うち重加算税21万円)でした。

<その他申告漏れ等のあった事例>

事例3:輸入貨物に係るロイヤルティの申告漏れ

輸入者Cは、イタリアの輸出者から医薬品を輸入していました。Cは、輸出者との間でライセンス契約を締結し、輸出者から特許及びノウハウ等が使用された医薬品を輸入して、その対価としてロイヤルティを貨物代金とは別に支払っていました。

本来、このロイヤルティは課税価格に含めるべきものでしたが、Cは課税価格に含めずに 申告していました。

その結果、その他の申告漏れ等も含め、不足していた課税価格は11億5,254万円、追徴税額は1億1,682万円でした。

事例4:輸出者が不適切なインボイスを作成

輸入者 D は、中国の輸出者から国際宅配便を利用してスマートフォン修理部品を輸入していました。輸出者は、正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成しており、D は輸出者の作成したインボイスの内容を十分に確認しないまま、当該インボイスに基づいて申告していました。

その結果、その他の申告漏れ等も含め、不足していた課税価格は5億8,275万円、追徴税額は4,982万円でした。

○事後調査の過程において悪質な輸入者であることが判明した場合、犯則調査が開始され、 その結果、関税等脱税事件として告発されることもあります。

(参考1) 輸入事後調査の目的と方法

〇調査の目的

輸入事後調査は、輸入貨物の通関後における税関による税務調査であり、輸入貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適切な税額等を是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施しています。

(注) 輸入貨物には、関税のほか輸入に係る内国消費税が課されます。このため、外国から貨物(入国旅客の携帯品等を除く。)を輸入しようとする者(輸入者)は、貨物の輸入の際、税関に対し、輸入申告に併せて関税及び内国消費税の納税申告を行い、必要な税を納付しなければなりません。

〇調査の方法

輸入事後調査は、貨物の輸入通関後、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査し、また、必要な場合には取引先等についても調査を行い、輸入貨物に係る納税申告の内容が適切かどうかを確認します。

なお、調査の結果、申告内容に誤りがあることを確認した場合には、修正申告を行うか税関長が 税額等を更正すること等により、不足税額等を納付していただきます。

(参考2) 重加算税

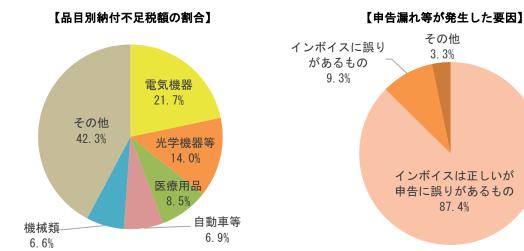
隠蔽又は仮装により、納税申告をせず、又は誤った納税申告を行った者に対して課される附帯税 (無申告の場合 40%、過少申告の場合 35%)です。無申告加算税(15%)や過少申告加算税(10%) より重い税が課されます。

事後調査トピックス

納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、光学機器等、医療用品、自動車等、機械類であり、これら 5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めています。

また、申告漏れ等が発生した要因を見てみると、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが約9割を 占めています。



隠蔽・仮装による輸入申告(重加算税賦課事案)

重加算税が課される「隠蔽・仮装」の事例として多く見られる事例は、本来申告すべき価格よりも低い価格が記載されたインボイスや輸入者自らが低い価格に改ざんしたインボイスに基づき輸入申告しているものですが、事例2のように、輸入者が、関税が課される輸入貨物であることを知りつつも、不正に税を免れるため、輸出者と通謀し偽った製造工程書を作成させることにより、関税が課されない輸入貨物として輸入申告していたという事例もあります。



インボイス価格とは別に支払った費用の申告漏れ

インボイスは正しいが申告に誤りがあるものとして、事例3のように、インボイス価格とは別に輸入貨物に係るロイヤルティを支払っている場合のほか、輸入貨物に係る金型代や開発費を別に支払っている場合など、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った費用を課税価格に含めずに申告していたことにより、申告漏れとなっている事例が多く発生しています。



【参考:税関HP (課税価格の計算方法)】https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan_index.htm







●150周年特設サイト

税関の150年のあゆみを分かりやすく紹介 各税関のあゆみも詳しく紹介 イベント情報の更新



← 税関HP特設サイトへ遷移

https://www.customs.go.jp/zeikan/project/150kinen.htm

●令和4年1月から 電子帳簿等保存制度が改正

帳簿書類の保存義務と 電子帳簿等保存制度についての紹介 https://www.customs.go.jp/shiryo/chobo.htm

事後調査についての紹介 https://www.customs.go.jp/shiryo/chousa.htm



₩ 税関



●平成26年以降急増した金地 金の密輸に対応するため、 平成29年11月、「『ストッ プ金密輸』緊急対策」を策 定・公表し、検査強化、処 罰の強化、情報収集及び分 析の充実等の取組を実施



https://twitter.com/Custom_kun









ボクがつぶやいているよ!

